

鶴見区区政推進基金事業実施要綱

制 定 平 25 . 4 . 1
改 正 平 27 . 8 . 1

第 1 条（趣旨）

この要綱は、鶴見区において、大阪市区政推進基金（以下「基金」という。）を財源として実施する事業（以下「基金充当事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

第 2 条（基金充当事業）

鶴見区において、基金充当事業は、基金条例第 1 条に基づき、鶴見区のめざす将来像の実現に向けた施策の推進その他区のまちづくりに係る次の各号に掲げる事業のうち、鶴見区長（以下、「区長」という。）が、本市の他の施策との整合性に配慮したうえで、区の特性に適合し、かつ、区域の活性化及び特色ある区域づくりに資すると認める事業とする。

- （1）鶴見緑地の活性化・ブランド価値向上その他区の魅力創造に関する事業
- （2）区内の地域コミュニティの活性化や環境推進に関する事業
- （3）区民が安心して子どもを産み育てられる次世代育成支援に関する事業
- （4）区民が安心して暮らせる安全安心に関する事業、地域福祉に関する事業、健康づくりに関する事業
- （5）窓口サービスや広聴広報機能の向上など区役所力の強化に関する事業
- （6）区役所が市民と協働して実施する事業費に充てる区役所市民協働型事業
- （7）前各号に掲げるもののほか、区のまちづくりに係る施策の推進に関する事業

第 3 条（市民局長との協議）

区長は、基金充当事業の予算案について、市民局長と協議するものとする。

第 4 条（基金充当事業の広報）

区長は、基金充当事業の概要を区民等に広く広報し、寄付金を募集するとともに、事業の実施後には、検証の結果を広報し、区民の意見の聴取に努めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。